**那覇クルーズターミナルでの臨時免税店出店事業者の募集について**

**（２０２０年 １～３月 寄港分）**

２０１９年１１月１５日

那覇港管理組合

「事前承認港湾施設内における輸出物品販売場に係る届出制度」による、「那覇クルーズターミナル」での臨時免税店の出店を希望する事業者を以下のとおり募集します。

**１　出店場所**

泊ふ頭８号岸壁　那覇クルーズターミナル　１階ピロティ内

**２　出店数及び出店面積**

４～８店舗（１寄港日につき）

　店舗の配置や面積は、別紙**「那覇クルーズターミナル臨時免税店区画配置図（１階ピロティ内）」**

のとおり。

　応募事業者が８事業者に満たない場合は、最大２１㎡の区画での出店を認めることがある。

　最大２１㎡にする区画は、応募状況に応じて那覇港管理組合が定めるものとする。

**３　出店予定日及び出店可能時間**

　別紙「**臨時免税店出店可能日時**」参照

　　※　クルーズ船寄港日程の変更等により、出店日が変更されることがある。

　　※　出店時間は、クルーズ船入港の３時間後から、出港の１時間前まで。ただし、出港が深

　　　夜になる場合、出店は２２時まで。

**４　出店事業者の資格**

　下記要件をすべてみたす事業者とする

　（１）一般型消費税免税店事業者であること。

　（２）会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき

　　　再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし更生計画認可決定がなされ

　　　ている場合については、この限りでない。）

　（３）法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号の

　　　暴力団もしくは同条第６号の暴力団員又はこれらの利益となる活動を行う団体ではないこ

　　　と。

　（４）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づ

　　　く処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

　（５）下記要件のいずれかをみたす者であること。

　① 那覇市、浦添市に、本店もしくは本社を有する事業者

　② 沖縄県商店街振興組合連合会に加盟する商店街振興組合の会員

　③ 那覇市観光協会もしくは浦添市観光協会の会員

　（６）県税及び市町村税を滞納していないこと。

**５　設営経費等**

（１）テーブル、イス、レジ及びその他の準備・設営は、出店事業者が各自で行うこと。

（２）使用面積は、別紙「**那覇クルーズターミナル臨時免税店区画配置図（１階ピロティ内）**」

　　　のとおり。

**６　搬入及び搬出**

搬入出経費は、出店者負担とし、搬入出方法や搬入出を行う時間については、事前に那覇港管理組合と調整を行うこと。

**７　港湾施設使用料**

１日あたり１９０円／㎡（税抜き）**※１平方メートル未満は、１平方メートルとして計算する。**

　１か月ごとに出店計画書を作成し、那覇港管理組合業務課（ふ頭係）に申請するものとする。

**８　出店条件**

　（１）クルーズ船入出港時の制限等

① 出店事業者は、クルーズ船入出港時刻や立ち入り制限、旅客者の動線等を把握したうえで、販売する商品や販売時間等を那覇港管理組合と事前に協議すること。

② 保安規制等により、立ち入りが規制される区域が設定された場合、規制区域内での営業行為は行うことはできない。

③ クルーズ船の寄港地によっては、植物・動物検疫等により販売できない商品がある。

④ ターミナル周辺のスペースは、ツアーバスやタクシーの乗降場所として使用されるため、バスやタクシー、旅客者の動線を確保し、バスやタクシーの乗降に支障とならないこと。

⑤ クルーズ船入港時は、ツアーバスやタクシーの配車を優先するため、臨時免税店による販売ができない場合がある。

⑥ 販売を終了する時間を厳守し、クルーズ船の出港を遅延させないこと。

⑦ 那覇港管理組合もしくは那覇クルーズ促進連絡協議会、船社等が、施設内でイベントやその他の業務を行う場合には、その活動を妨げないこと。

　（２）「臨時販売場を設置する事業者に係る承認」について

① 出店事業者は、速やかに所轄税務署から「臨時販売場を設置する事業者に係る承認」を

　受けること。

② 「臨時販売場を設置する事業者に係る承認」が得られない場合には、免税販売を行うこ

　とができない。

③ 那覇港管理組合が「臨時販売場を設置する事業者に係る承認」を得ることができないと判断した事業者については、出店の許可を取り消す場合がある。

　（３）その他の事項

① 天候その他の理由により、船舶の入港予定が延期、もしくはキャンセルされた場合の損害について、那覇港管理組合はその費用等を負担しない。

② 臨時免税店の設置に伴うクレーム等、来客者等への対応は、出店事業者が責任をもって行うこと。

③ 出店事業者は、臨時免税店で販売した飲食物その他を飲食したことに起因し、食中毒又は伝染病、その他事故が発生したときは、責任を持って被害者に対応すること。

④ 臨時免税店を開設する場合、事前に、毎月ごとに出店計画書を添えて、**出店月の前日までに**那覇港管理組合業務課（ふ頭係）に港湾施設使用許可申請書を提出すること。

**なお、期限を過ぎての申請は認めない場合もあります。**

⑤ 臨時免税店の開設にあたっては、関連部署との事前調整を確実に行うこと。

⑥ 加熱器具、火気の使用については、別途協議を要する。

⑦ 出店事業者が、臨時免税店の設置・運営に伴い、所管官庁等より指導を受けた場合等は、那覇港管理組合は出店の許可を取り消す場合がある。

　　　⑧ 出店日の前日の１５時までには、那覇港管理組合業務課（調整係）に入構申請書を提出し、入構申請を行うこと。

**９　出店の申込み方法**

下記書類を、２０１９年１２月２日（月）（※基本１５日後）**１２時**まで に、那覇港管理組合へ提出してください。

　＜提出書類＞

　（１）那覇クルーズターミナルでの臨時免税店出店申込書（様式１）

　（２）誓約書（様式２）

　（３）臨時販売場を設置する事業者の承認申請の承認通知書（写し）

　　　　※これから申請する場合は承認後、速やかに提出して下さい。未定出の場合は、先述の

　　　　とおり、出店の許可を取り消す場合があります。

　（４）以下のいずれかの書類

　　　・那覇市、浦添市に、本店もしくは本社を有することが確認できる書類（写し）

　　　・沖縄県商店街振興組合連合会に加盟する商店街振興組合の会員であることが確認できる

　　　書類（写し）

　　　・那覇市観光協会、浦添市観光協会のどちらかに加盟していることが確認できる書類（写

　　　し）

　（５）納税証明書（※直近１年度分の沖縄県税の全税目完納証明書）

　（６）納税証明書（※直近１年度分の市税完納証明書）

　　　市税完納証明書については、「４　出店事業者の資格」の（５）の要件について、

　　　①の場合　→　本店の所在地の市税完納証明書

　　　②・③の場合　→　それぞれに加盟する支店等の所在地の市税完納証明書

　＜提出先＞

　　〒900-0035

　　沖縄県那覇市通堂町２番１号　那覇ふ頭船客待合所２階

　　那覇港管理組合　クルーズ推進課　　【電話】　098-868-2582

**１０　出店事業者の決定**

　　応募事業者が多数の場合は、抽選により出店事業者及び出店区画を決定する。

　　抽選日時等については、別途、対象となる事業者へ通知する。

　　（抽選日は ２０１９年１２月９日（月）　（※申込み〆切の１週間後）です。）

　　なお、抽選はくじとし、抽選日、抽選開始時刻に遅れた事業者の参加は認めないものとする。